

## 大館神明社例祭余興奉納実行委員会山車及び神輿の運行に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、大館神明社例祭余興奉納実行委員会会則（以下「会則」という。）に基づき、山車及び神輿の伝承と運行の安全管理の強化を図り、参加者並びに観客の安全を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(会則第17条関連・運行に関する届出書類)

第2条 運行に関する届出書は、次のとおりとする。

- (1) 山車・神輿運行届出書 別記第9号様式
  - (2) 責任者名簿 別記第10号様式
  - (3) 人力山車運行配列表 別記第11号様式
  - (4) 動力山車運行配列表 別記第12号様式
  - (5) 神輿運行配列表 別記第13号様式
- 2 前項第2号の責任者名簿は、運行する会員の主たる事務所において、参加者の見やすい場所に掲出しなければならない。
- 3 前々項各号の書類の提出にあわせて、第7条第2項により締結した保険証券等の写しを提出しなければならない。
- 4 小学校、中学校、高校並びに専門学校の児童及び生徒（以下「児童等」という。）を参加させる会員は、次に掲げる書類をあらかじめ児童等の所属する学校長に提出しなければならない。
- (1) 大館神明社例祭参加届 別記第14号様式
  - (2) 大館神明社例祭参加者名簿 別記第15号様式

(責任者)

第3条 運行する会員は、次に掲げる者を置かなければならない。

名 称	職 務 権 限
実行責任者	運行に参加する者を総括し、以下の者を指揮監督する。
運行責任者	山車または神輿の運行を掌る。 運行中にあっては、運行に参加する者及び以下の者を総括する。
警備責任者	運行に参加する者の保安を掌る。 運行責任者が不在の場合は、臨時的にその職務を代理する。
副警備責任者	運行に参加する者の保安を掌る。 警備責任者を補佐し、不在の場合は、臨時的にその職務を代理する。

- 2 実行責任者は、運行の前に、前項の表に掲げる者及びその役割を運行に参加する者に対して周知しなければならない。
- 3 副警備責任者は、運行を警備する者のうち1人を警備責任者が指名する。
- 4 運行責任者及び警備責任者、副警備責任者並びに運行を警備する者は、運行の間、次に定める標章を着用しなければならない。
  - (1) 運行責任者であることを示す標章は、黄色地に黒色で運行責任者と記されたた

すきとする。

- (2) 警備責任者であることを示す標章は、赤色地に白色で警備責任者と記されたたすきとする。
- (3) 副警備責任者であることを示す標章は、赤色地に白色で警備と記されたたすきとする。
- (4) 前各号に掲げる者以外で、運行を警備する者であることを示す標章は、緑色地に白色で警備と記されたたすきとする。

(会則第18条関連・安全対策)

第4条 運行における安全対策は、次のとおりとする。

- (1) 運行責任者及び警備責任者は、運行中、山車または神輿を離れてはならない。ただし、その職務を代理すべき者に臨時的に代理させる場合はこの限りでない。
- (2) 運行責任者は、泥酔している者を運行に参加させてはならない。
- (3) 運行責任者は、運行する前に山車または神輿及びそれに付帯する工作物並びに山車の右左折、停止等の操作をする器具の点検をしなければならない。
- (4) 山車を運行する会員の運行責任者は、あらかじめ操作の練習を実施しなければならない。
- (5) 運行責任者は、人身事故が発生した場合には、人命救助を優先しなければならない。

(運行時間)

第5条 運行は、道路交通法（昭和三十五年六月二十五日法律第百五号）に基づき警察署長より許可された時間内でなければならない。

- 2 9月10日の運行終了時間は、午後11時以前とする。
- 3 9月11日の運行開始時間は、午前8時以降とする。
- 4 囃子の演奏及び音響装置を使用する時間についても、前各項のとおりとする。

(事故処理)

第6条 運行責任者は、運行に事故があったと覚知したときは、速やかに会長に直接報告しなければならない。

- 2 運行責任者は、運行を直ちに停止し、会長または事故発生場所における公務員の指示があるまで運行してはならない。
- 3 実行責任者は、事故の発生した日から10日以内に事故報告書（別記第16号様式）を会長に提出しなければならない。

(事故における補償)

第7条 運行における事故は、運行する会員において全てを補償しなければならない。

- 2 前項による補償のため実行責任者は、運行に参加する者の傷害及び事故により生じた傷害または損害を補償する保険契約等をあらかじめ締結しなければならない。

(改正)

第8条 この規約の改正は、理事会の議決を必要とする。

2 改正案は、会長がこれを提出することができる。

附 則

この規約は、平成元年8月9日より施行する。

附 則

この規約の名称を「大館神明社例祭余興奉納実行委員会山車及び神輿の運行に関する規約」に改め、平成24年5月10日より施行する。